

教育・保育の提供体制等の確保の整備方針について

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」、「提供体制の確保内容」、「実施時期」について、「子ども・子育て支援事業計画」に記載しなければならない。子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針（案）において、「待機児童解消加速化プラン」（平成 25 年 4 月 19 日、内閣総理大臣公表）の目標年次とされている平成 29 年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされている。

また、国の基本指針（案）において、地域子ども・子育て支援事業についても各年度における量の見込みに対応するよう事業の種類ごとに、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされている。

■相生市の整備方針

（方針 1）平成 29 年度を目標に、主要な施設、事業の「提供体制の確保内容」を整備する。

（方針 2）平成 31 年度を目標に、すべての施設、事業の「提供体制の確保内容」を整備する。

■教育・保育施設、地域型保育事業の整備（イメージ）

	1 年目（平成 27 年度）			2 年目（平成 28 年度）			3 年目（平成 29 年度）			
	3-5 歳 学校教育のみ (1号)	3-5 歳 保育の 必要性 あり (2号)	0-2 歳 保育の 必要性 あり (3号)	3-5 歳 学校教育のみ (1号)	3-5 歳 保育の 必要性 あり (2号)	0-2 歳 保育の 必要性 あり (3号)	3-5 歳 学校教育のみ (1号)	3-5 歳 保育の 必要性 あり (2号)	0-2 歳 保育の 必要性 あり (3号)	
①量の見込み (必要利用定員総数)	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	200 人	200 人	80 人	200 人	200 人	150 人	200 人	200 人	150 人
	地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、事業内保育)			20 人			30 人			50 人
② - ①	0	0	▲100 人	0	0	▲20 人	0	0	0	

■地域子ども・子育て支援事業の整備（イメージ）

地域子育て支援拠点事業	1 年目（平成 27 年度）	2 年目（平成 28 年度）	3 年目（平成 29 年度）
①量の見込み	800 人 (20 か所)	800 人 (20 か所)	800 人 (20 か所)
②確保の内容	600 人 (16 か所)	700 人 (18 か所)	800 人 (20 か所)
② - ①	▲200 人 (4 か所)	▲100 人 (2 か所)	0

・
・事業ごとに記載

【資料】子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針（案）における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する規定（抜粋）

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、保育の必要な子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。この場合において、市町村は、(一) で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」（平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表）において目標年次としている平成二十九年度末までに、(一) により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

なお、当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

市町村は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

また、市町村は、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。なお、障害児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うとともに、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。